理事の被選挙権者辞退の申し出に関してのお願い

日本音楽教育学会

すでにニュースレター第82号でもお知らせをしましたように，日本音楽教育学会第51回大会（オンライン大会）の総会において，「理事の被選挙権に関わる細則改正」が提案通り承認されました。この件については学会HP上の「日本音楽教育学会細則」にも一部改正として，以下のように反映されています。

> 第17条 理事の被選挙権は，改選年度の２年前の年度会費納入者が有する。ただし，通算して理事を８期つとめた会員は，被選挙権者となることができない。また，理事選挙が行われる年度内に満70歳以上になる会員は，被選挙権者であることを辞退することができる。

2021年度は選挙の年にあたりますがそれに先だって選挙人名簿を確定する必要がありますので，会員の皆さまで上記に該当され，被選挙権者であることを辞退されたい場合には，以下のどちらかの方法で期限までにお申し出下さいますようお願いします。なお条文のうち「通算８期」に関しては事務局で把握できておりますので，「理事選挙が行われる年度内に満70歳以上になる会員」に関する箇所についてのお願いです。

また，会員登録のシステム上，皆さまの生年月日のお届けを受けていない関係で，お申し出の際に生年月日のご記入をお願いしたくご理解いただけますようお願いします。加えて，このお届け以降も引き続き辞退をご希望の場合には，切り取り線以下の□にチェックを記入して下さい。メールでお届けの場合は，この一文を添えていただけますよう重ねてお願いします。

申し出方法：１．下記の切り取り線以下の必要事項を記入の上，学会事務局宛に郵送で届ける。

送付先：〒184-0004　東京都小金井市本町5-38-10-206

日本音楽教育学会事務局

２．下記の切り取り線以下の必要事項をメールにて学会事務局宛に届ける。

E-mail：onkyoiku@remus.dti.ne.jp

申し出期限：　**2021年　4　月　20　日（火）事務局必着**

なお，理事選挙という学会運営に鑑みて，また個人情報の点からも重要な案件のため，お申し出の会員には事務局から申し出受領のお返事をさせていただきます。

会員皆さまのご理解，ご協力をよろしくお願いします。

…… 切り取り線 ……

日本音楽教育学会御中

記入日　2021年　　月　　日

2021年度の理事選挙にあたり被選挙権者となることを辞退します。

会員番号[　　]

お名前　[　　]

生年月日[　　年　　月　　日生　]

□　2021年度以降，退会までの全ての期間において被選挙権者となることを辞退します。